様式第附二（附則（令和八年六月十九日環境省令第十八号）第二条第二項関係）

経過措置期間中に実施した南極地域活動に係る報告書

年　月　日

環境大臣　殿

住　所

氏　名

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第36号）附則第３条第２項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

南極地域活動の内容	
南極地域活動の目的	
南極地域活動の時期	
南極地域活動の場所	

（注）

１．同一の南極地域活動をした者が複数いる場合には、当該者の連名でも可。その場合は、代表者の氏名及び住所を本様式に記載し、その他の者の氏名と住所を別紙にて添付すること。

２．用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(122)　（略）	(1)～(122)　（略）
(123)　イソトレチノイン	(123)～(295)　（略）
(124)～(296)　（略）	（新設）
(297)　カミゼストラント	(296)～(491)　（略）
(298)～(493)　（略）	（新設）
(494)　ジロキシメルフマラート	(492)～(782)　（略）
(495)～(785)　（略）	（新設）
(786)　ネタルスジル	(783)～(1211)　（略）
(787)～(1215)　（略）	